

公 告

熊川宿若狭芸術祭コーディネーター業務について、次のとおり企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和8年6月5日

熊川宿若狭芸術祭実行委員会
委員長 玉森 慶三

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

熊川宿若狭芸術祭コーディネーター業務

(2) 履行期間

契約締結の日から令和8年12月25日（金）まで

(3) 内容

「熊川宿若狭芸術祭コーディネーター業務に係るプロポーザル実施要領」のとおり

2 企画提案書を提出できる者の要件

本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる条件をすべて満たしている企業または団体とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 本委託業務の参加資格認定の日において現に指名停止措置を受けていないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 国税および地方消費税において未納がないものであること。

3 応募資格の認定の申請手続き等

(1) 応募資格の認定の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり委員長に申請し、応募資格の認定を受けなければならない。

① 提出書類および部数

熊川宿若狭芸術祭コーディネーター業務に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

② 提出方法

電子メールで送信すること。

③ 受付期間

令和8年6月15日（金）17時まで（必着）

④ 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所の所在地および名称

〒918-8152 福井県福井市今市町40-1-1

熊川宿若狭芸術祭実行委員会（福井県文化振興事業団内）担当：松下

TEL：0776-38-8288

FAX：0776-38-8285

E-mail：matsushita@hhf-cf.or.jp

⑤ 提出資料の様式等

実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和8年6月5日（金）9時から6月15日（月）17時まで

イ 交付場所

3（1）④に同じ。

なお、公益財団法人福井県文化振興事業団 ウェブサイト

[\(https://www.fukui-culture.or.jp/\)](https://www.fukui-culture.or.jp/)からもダウンロードすることができる。

(2) 応募資格の認定時期

応募資格の認定は令和8年6月17日（水）に行う。

(3) 応募資格の認定結果通知

書面により申請者に通知する。

4 公告業務に関する質問事項

公告業務に関する質問事項については、令和6年6月15日（水）17時までに質問票（様式1）を電子メールにより提出すること

（提出先 e-mail：matsushita@hhf-cf.or.jp）。

質問に対する回答は、すべての応募資格認定者に対して電子メールにより一斉に行う。

5 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類および提出部数

実施要領による。

(2) 提出方法

電子メールで送信すること。

(3) 提出期限

令和6年6月19日（金）17時まで（必着）

なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

- (4) 提出場所
3 (1) ④に同じ
- (5) 提出資料の様式等
3 (1) ⑤に同じ

6 プロポーサル審査会および契約先候補者の選考等

- (1) 書面審査の実施
契約先の選定は、選定委員会において書面審査およびプレゼン審査を実施し、契約先候補者を選定する。
- (2) 審査結果の通知
審査結果については、採否にかかわらず審査を実施した日から7日以内に企画提案書を提出した者に書面で通知する。なお、審査結果の異議申立ては、一切受け付けない。
- (3) 企画提案書の選定に際し審査する事項
選定委員会において「事業の計画性および遂行能力」「企画力」「運営体制」などを基準に審査を行う。
- (4) 選定されなかった企画提案者に対する理由の説明
 - ① 選定されなかった企画提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、通知のあった日から7日以内に説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書提出場所に提出しなければならない。
 - ② 事業団は、説明を求めた企画提案者に対して、書面の提出のあった日から10日以内に書面により回答する。

7 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の提出に関する経費は全額提出者負担とする。
- (4) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (5) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。